

國立館大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

一般選考・学内選考

研究科	専攻	試験科目	参考書等持込
法学研究科	法学専攻	刑法A	不可

未遂の教唆について論じなさい。

参照条文

刑法 (抄)	2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。 (幫助)
第六条 犯罪後の法律によって刑の変更があったときは、その軽いものによる。 (他の法令の第に対する適用)	第六十二条 正犯を帮助した者は、従犯とする。 2 徒犯を教唆した者には、徒犯の刑を科する。 (徒犯教唆)
第八条 この限りの規定は、他の法令の裏についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。 (別の種類)	第六十三条 徒犯の刑は、正犯の刑を減殺する。
第九条 死刑、懲役、禁錮(こ)、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。 (正當行為)	第六十四条 勘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者及び徒犯は、特別の規定がなければ、罰しない。 (身分の共犯)
第三十九条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。 (正当防衛)	第六十五条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加犯したときは、身分のない者であっても、共犯とする。
第三十九条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずに行った行為は、罰しない。 2 附則の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減殺し、又は免除することができる。 (緊急避難)	2 身分によって特に刑の軽減があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。 (酌量減殺)
第三十九条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずして行った行為は、これによって生じた害が避けようとして害の程度を超えてからに限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減殺し、又は免除することができる。	第六十六条 犯罪の情状に酌量すべきものがあるときは、その刑を減殺することができる。 (法律上の加減と酌量減殺)
第四十条 心神喪失者の行為は、罰しない。 (心神喪失及び心神耗弱)	第六十七条 法律上刑を加重し、又は減輕する場合であっても、酌量減殺をすることができる。
第三十九条 心神喪失者の行為は、罰しない。 2 心神耗弱者の行為は、その刑を減殺する。 (責任年齢)	(殴入)
第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。 (未遂既犯)	第六十九条 人を殴入した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。 (子偏)
第四十三条 犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、その刑を減殺することができる。ただし、自己の意思により犯意を中止したときは、その刑を減殺し、又は免除する。 (未遂犯)	第七十条 第百九十九条の罪を犯す目的で、その子偏をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。 (自殺隣人及び同意殺人)
第四十四条 未遂を罰する場合は、各本条で定める。 (共犯正犯)	第七十一条 人を教唆し若しくは帮助して自殺させ、又は人をその暴虐を受け若しくはその承認を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。 (未遂罪)
第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。 (教唆)	第七十二条 第百三十三条 第百九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。 (暴行)
第六十一条 人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。	第七十三条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 (傷害致死)
	第七十四条 人の身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。 (現場助勢)
	第七十五条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。 (同時傷害の特例)
	第七十六条 二人以上暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくとも、共犯の例による。
	第七十七条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

※ この参照条文表は、刑法科目共通である。したがって解答に際して、この表に記載されたすべての条文に触れる必要はない。
出題に応じて必要な条文を適宜、参照すること。